

と認めた者	厚生労働大臣が別に定める 一級の技能検定の学科試験 の全部
3 次の表の上欄に掲げる者は、二級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。	
免除を受けることができる者	免除の範囲
一級又は二級の技能検定に合格した者	同一の検定職種に係る二級の技能検定の学科試験の全部
一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者	同一の検定職種に係る二級の技能検定の実技試験の全部（二級の技能検定を受ける者（以下「二級受検者」という。）が実技試験の試験科目を選択することとしている検定職種に係る場合にあつては、二級受検者が当該合格した実技試験にお

一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者	一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者（一級の技能検定において実技試験に合格した者にあつては、当該合格した実技試験において選択した試験科目に相当する試験科目）を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）
同一の検定職種に係る二級の技能検定の学科試験の全部（二級受検者が学科試験の試験科目を選択することとしている検定職種に係る場合にあつては、二級受検者が当該合格した学科試験において選択した試験科目と同一の試験科目（一級の技能検定において学科試験に合格した者にあつては、当該合格した学科試験において選択した試験科目に相当する試験科目）を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）	

当該検定職種に相当する免許職種に關し、職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者	二級の技能検定の学科試験の全部
厚生労働大臣が別に定める他の法令の規定による検定若しくは試験に合格した者又は免許を受けた者	厚生労働大臣が別に定める二級の技能検定の実技試験又は学科試験の全部又は一部
当該検定職種に相当する訓練科に關し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者	二級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する訓練科に關し、短期課程の普通職業訓練（別表第五第一号又は第二号に定めるところにより行われるものに限る。）の的確に行われたと認められる修了時の試験に合格した者で、当該訓練を修了したもの	二級の技能検定の学科試験の全部
厚生労働大臣が別に定めるところにより二級の技能検	二級の技能検定の実技試験

定において実技試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者	の全部
厚生労働大臣が別に定めるところにより二級の技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者	厚生労働大臣が別に定める二級の技能検定の学科試験の全部
4 次の表の上欄に掲げる者は、三級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。	
免除を受けることができる者	免除の範囲
一級、二級又は三級の技能検定に合格した者	同一の検定職種に係る三級の技能検定の学科試験の全部
一級、二級又は三級の技能検定において実技試験に合格した者	同一の検定職種に係る三級の技能検定の実技試験の全部（三級の技能検定を受ける者（以下「三級受検者」という。）が実技試験の試